

建設廃棄物の適正処理 についてのお願い

平成27年3月

一般社団法人	東京都産業廃棄物協会
一般社団法人	埼玉県環境産業振興協会
一般社団法人	千葉県産業廃棄物協会
公益社団法人	神奈川県産業廃棄物協会

1 排出事業者の責務と産廃処理業界の地殻変動

排出事業者の責務

【原則：自己処理】 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。（廃掃法第11条1項）

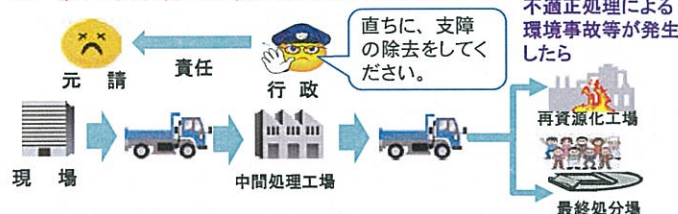
【例外：委託処理とその要件】 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬または処分について許可業者に委託しなければならない。（廃掃法第12条5項より）

【処理状況確認等の努力義務】 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（廃掃法第12条7項より）

ますます重くなる排出事業者責任！

平成25年3月29日付けで「行政処分の指針について（通知）」が改訂され、廃掃法第19条の6に定められた「産業廃棄物の不法投棄や不適正処理が行われた際、排出事業者に対する措置命令を出す場合の判断基準」が示され、処理状況を確認していない場合には措置命令の対象となる可能性のあることが追記されました。

※ 排出事業者の確認義務強化への対応

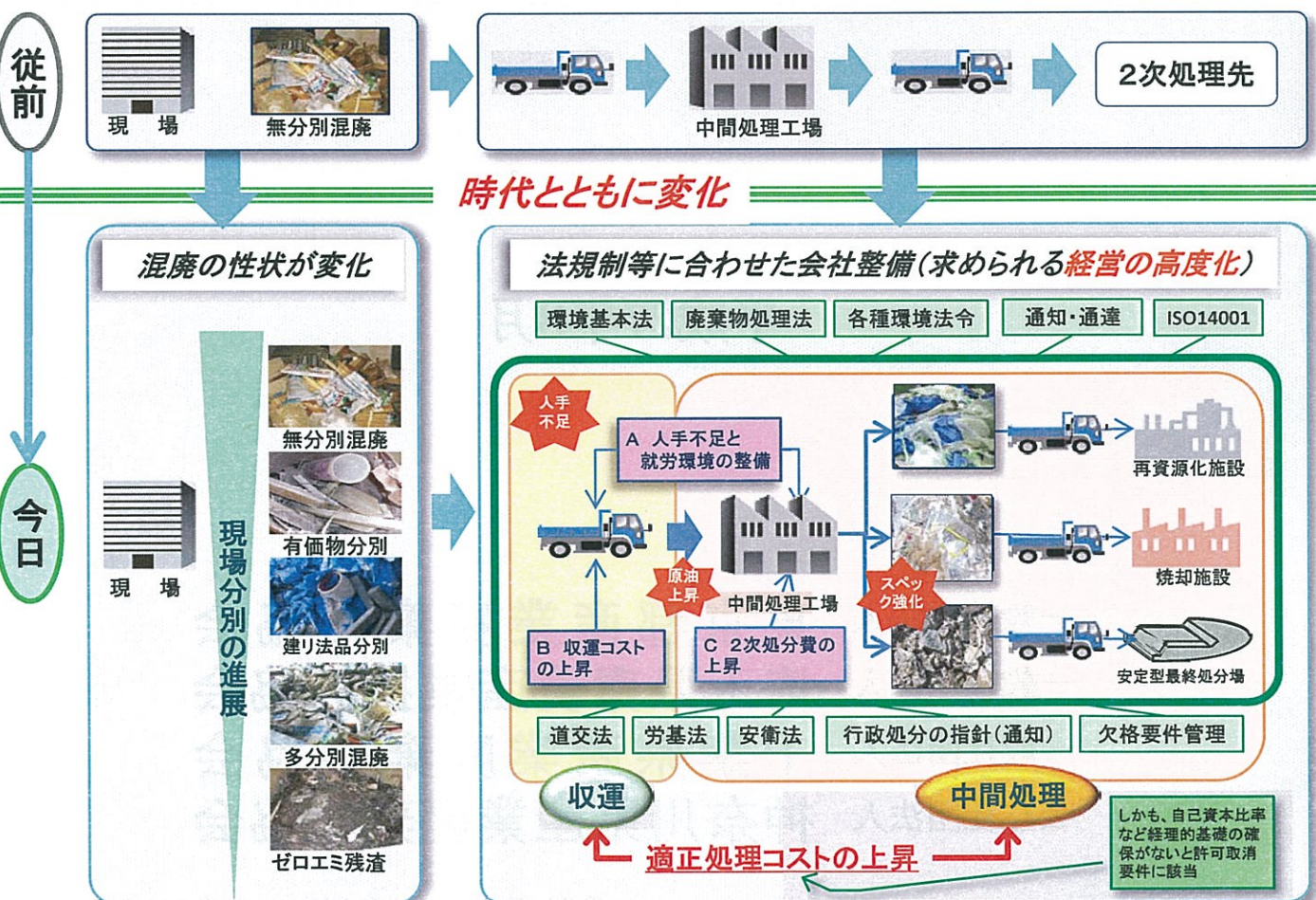


「適正処理」の中身が複雑に

揺らぐ「産廃・適正処理システム」

II 混廃の性状変化

I 適正処理システムの変動



I 適正処理システムの変動

人手不足対策・就労環境整備なしでは業の継続は難しい！

A 人手不足と就労環境の整備

収集運搬 + 中間処理 共通

1 人手不足と人材確保

人が集まらない！

■ 全産業に共通の人手不足

- ・製造業：従業員不足による生産の遅れ
- ・外食産業：営業時間の短縮や店舗閉鎖
- ・建設業：職人不足による工事の遅延や中止
- ・全産業：（少子高齢化等による）求人難による倒産

産廃業界でも人材確保が難航！

- 1) ドライバー人材の確保難
 - ・中型免許導入により4tトラックドライバー不足が常態化。
 - ・綺麗で比較的高待遇の流通業界への転身・流出が加速。
- 2) 工場作業員
 - ・3K産廃業界離れ。
 - ・社会保険制度、賃金等の就労環境の未整備な会社を避ける。

2 社会保険未加入問題

保険費用他の会社負担の増加！

- 国土交通省
- ・建設業界：平成29年までに未加入企業を下請け企業に選定しない。
 - ・未加入作業員の現場入場禁止
- 会社負担の増加
- ・法定福利費の会社負担 15%
 - ・個人負担の給与補填→給料を上げ手取りを確保

【具体例】社会保険料による会社負担の増加

ドライバー手取りの変化		会社負担の増加
従来	例) 額面 40万円 保険代3.8万円 手取り 36.2万円	0円
今後	保険代6万円 手取り 34万円 手取り 36万円	10人で80万円⇒年間960万円 8万円負担 (約20%負担) 上乗せ金2万円 会社負担アップ 保険代6万円 会社負担6万円

3 就業規則の整備

労働時間の厳格化は、人件費コスト増に！

・労働時間の厳格化

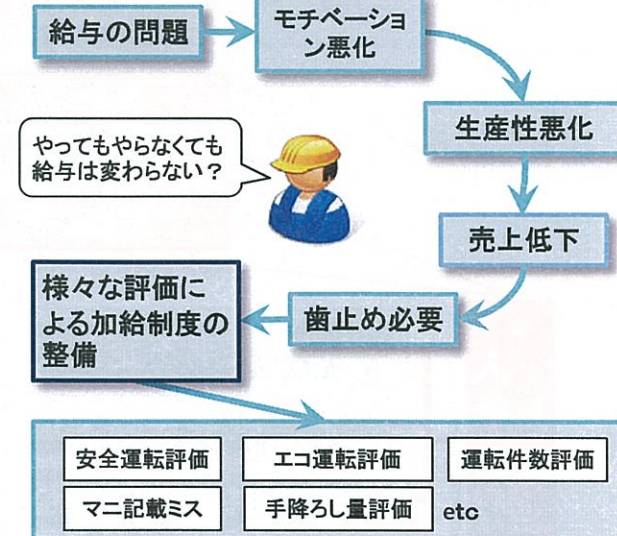
■ 1日24時間の労働拘束の内訳
拘束時間(ドライバー:16時間以内)
+ 休息期間(8時間以上)

※ 拘束時間 = 労働時間(作業時間+手待ち時間等)
+ 休憩時間(仮眠時間含む。8時間以上)

■ 労働時間

- ・1日：原則13時間～最大16時間(15時間超えは1週2回迄)
- ・週：40時間(基本)
- ・1ヶ月：293時間(労使協定があるとき別)

・残業時間、残業代の問題

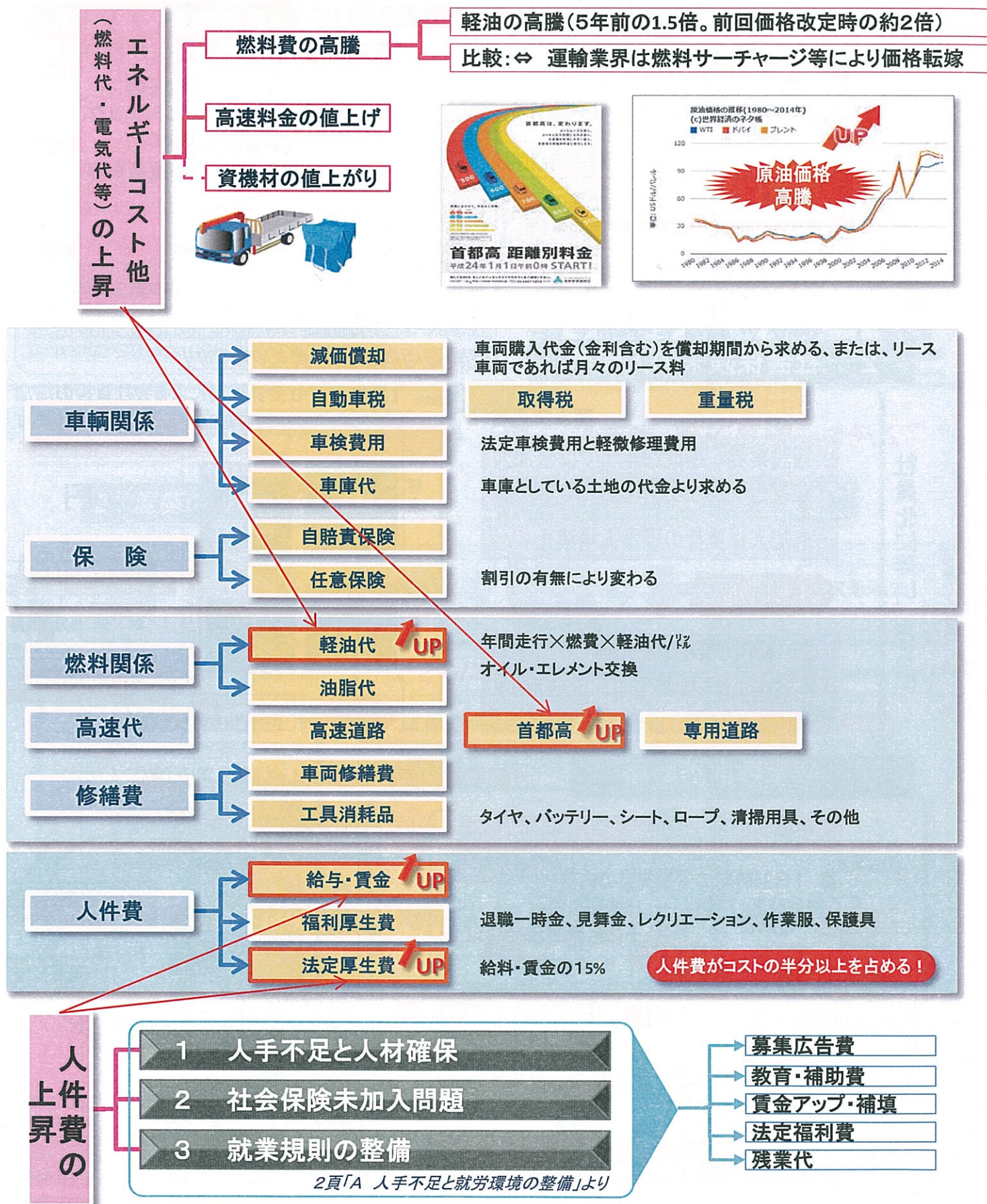


I 適正処理システムの変動

「4台1台当りの諸経費+ドライバー1人」のコストが上昇

B 収集運搬コストの上昇

収集運搬



I 適正処理システムの変動

2次処分先の規制強化・処分費上昇+2次収運費上昇→2次処分費上昇

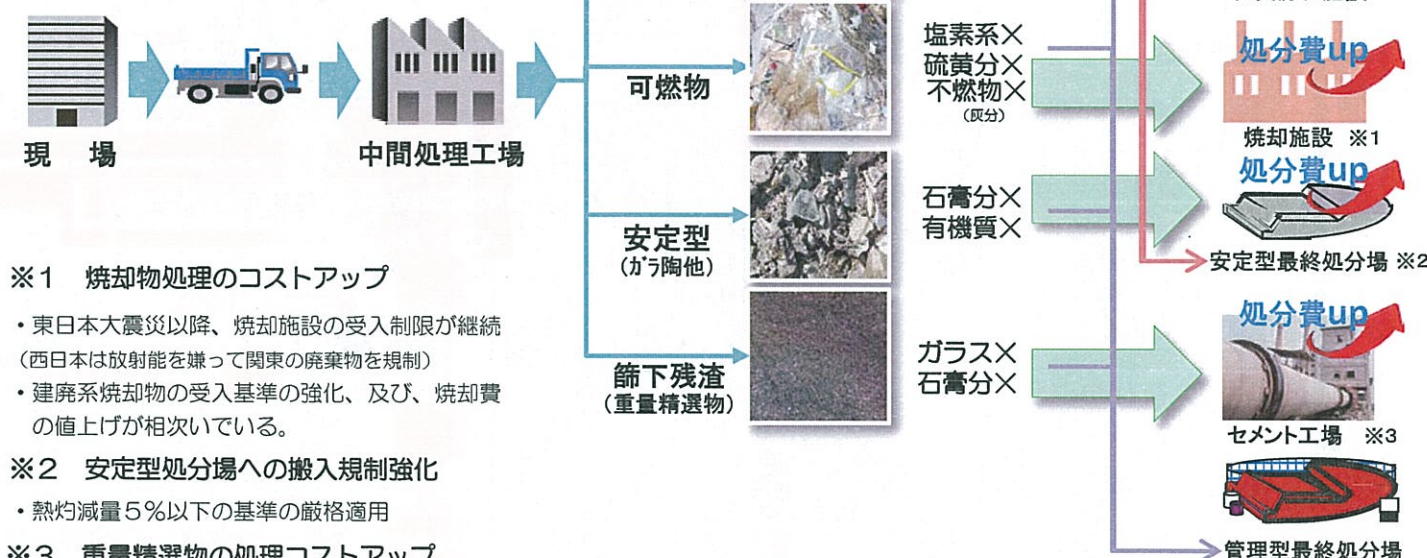
C 2次処分費の上昇

中間処理

1 処分場の搬入制限・規制強化、処分費の値上げ

中間処理後物の搬出ルート先である2次処理施設の受入スペックの強化により、処理施設の追加投資や選別作業員の増員などが中間処理コストを押し上げています。

本来ルート(⇄)に対し、中間処理施設のスペック調整が不十分なために、従来ルートをスピノフしたものは、管理型処分等の高価な処理ルート(→)で処分せざるを得なくなり、これが全体の処理コストを大きく上昇させることになります。



※1 焼却物処理のコストアップ

- ・東日本大震災以降、焼却施設の受入制限が継続(西日本は放射能を嫌って関東の廃棄物を規制)
- ・建廃系焼却物の受入基準の強化、及び、焼却費の値上げが相次いでいる。

※2 安定型処分場への搬入規制強化

- ・熱灼減量5%以下の基準の厳格適用

※3 重量精選物の処理コストアップ

- ・現場分別の進捗により混合廃棄物中の最終残渣物の割合が大幅アップ
- ・他方、再生砂のセメント工場への受入制限、再生碎石の利用が進まない
- ・その結果、これらが最終処分場に流れ、最終処分価格の高騰を招いている。

2 2次運搬費用の上昇

最終処分場・焼却施設などの2次処理先の遠方化に伴って、2次運搬費(燃料費+高速代+人件費)の値上がりが、中間処理施設の処分費の上昇に影響して来ております。

【原因】

- ① 大型ドライバーの慢性的な不足
- ② 法規制(貨物自動車運送事業法等)による拘束時間の超過・交代制の導入に伴う運搬コストの上昇。
- ③ 最終処分場の遠方化による長距離輸送の増加と収運費(燃料費・高速代・人件費)の上昇。

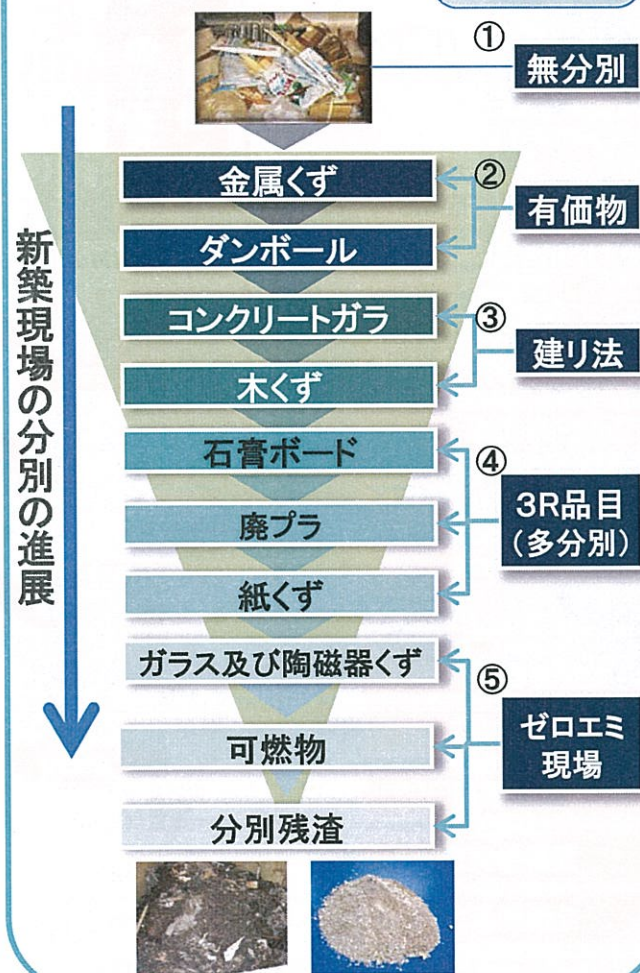


新築混廃・適正処分単価の検討

1 現状

かつては①の状態で排出された「混合廃棄物」も、時代と共に②→③→④→⑤の流れで現場分別が進み、性状が大きく変化しました。

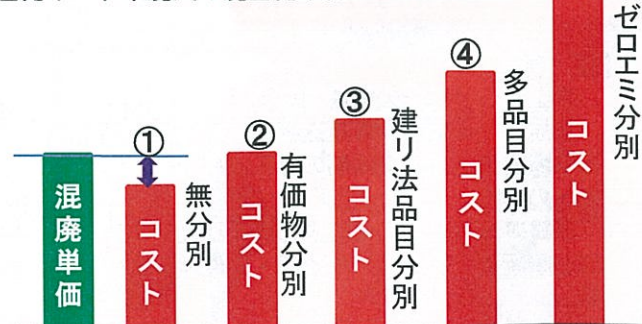
現場分別指針



2 課題

現場分別指針に沿って分別が進むと共に、リサイクルの可能な廃棄物は徐々に少なくなっています。その結果、焼却物や残渣系の廃棄物の割合が増え、処分コストが高くなっていきます。これを概念的に表現すると、右のようになります。

〔石膏ボード未混入の混合廃棄物のコスト推移〕



新築混廃ポジショニング・マップ



① 現場分別による性状・組成変化によりリサイクル可能な廃棄物が少なくなり、処分コストが高くなっていることに合わせた「混廃処分単価の設定」が必要ではないでしょうか？

② ①にも関わらず、「混合廃棄物」という一括りの名称になっていますが、性状・組成に合わせた混合廃棄物の呼称が必要ではないでしょうか？

3 解決

A 【新築混合廃棄物】

定義) リサイクルできる廃棄物が比較的多く含まれ、粗選が可能な混合廃棄物 (比重0.3t/m³)

内訳) 次の3要件を満たすもの
1) 粗選が容易 (リサイクル物が多い)
2) 軽量 (比重0.3程度以下)
3) 石膏ボードなし

混廃分類 ⇒ ①、②、③

B 【残渣等混合廃棄物】

定義) 現場分別の結果、粗選によってリサイクル可能な廃棄物の選別が難しく、処分費の高い焼却物や残渣物の割合が比較的多い混合廃棄物 (比重0.5t/m³)

内訳) 次のいずれかに該当するもの
1) 分別が進んだ現場の混合廃棄物
→粗選別 (リサイクル可能品) が少ない
→小片 (紙くず・木屑) の可燃物が多い (分別困難な可燃物)
→石膏ボードも含まない (分別徹底の結果として)

2) 重量 (比重0.5以上)
3) 残渣物が多く、中には、それらの入った袋モノが少なくない。

混廃分類 ⇒ ④、⑤

C 【管理型行き混合廃棄物】

定義) 現場分別の結果、粗選によってリサイクル可能な廃棄物の選別が難しく、かつ可燃系廃棄物と残渣等の不燃系廃棄物が細かく混ざり、中間処理工程で選別が難しい性状の混合廃棄物

内訳) 次のいずれかに該当するもの
1) 可燃物 (紙くず・木屑の小片) の割合が多い。

2) 石膏ボード含むものもある

混廃分類 ⇒ ⑥、⑦

平成27年3月吉日

排出事業者の皆様

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会
一般社団法人 千葉県産業廃棄物協会
公益社団法人 神奈川県産業廃棄物協会

建設廃棄物の適正処理についてのお願い

謹啓 貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、建設廃棄物の不法投棄事案に係る元請業者に対する廃棄物処理法の委託基準違反、及び一次、二次下請業者に対する受託禁止違反の摘発があり、行政庁から「廃棄物処理法の遵守の徹底について」の通知をいただきました。この点は、協会としましても会員に周知したところであります。

もとより産業廃棄物の処理は、排出事業者と処理業者が一体となり、お互いの信頼のもとに行われるものであり、排出事業者には「排出から最終処分に至る一連の処理」についての適正処理責任があり、処理業者にも収集運搬以降の適正処理義務があります。

しかし、恒久的な人手不足対策による賃金アップや就労環境の改善が急務となり、加えて燃料や電気料金、機材、資材等諸費用の値上がり、二次処理施設や最終処分場の受入制限・規制、枯渇による処分費用の増大等、我々処理業者を取り巻く経営環境が非常に厳しいものとなっております。

我々処理業者も、業務効率化・合理化のための精一杯の努力を続けて参りましたが、適正処理のためのこれ以上の維持・改善は極めて困難な状況にあります。

つきましては、諸般の事情をご高察いただき、排出事業者と処理業者が強い信頼関係のもと一体となった廃棄物の適正処理に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

謹白

[簡易版]

建設廃棄物の適正処理 についてのお願い

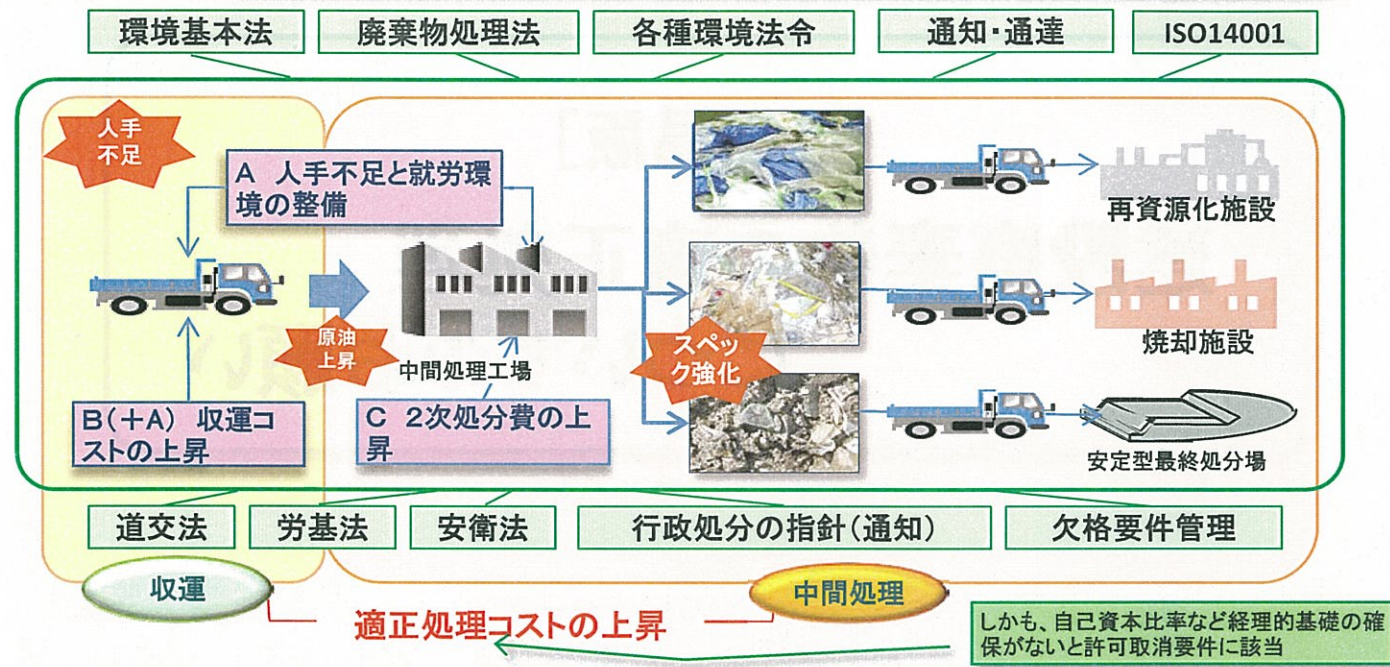
平成27年3月

一般社団法人	東京都産業廃棄物協会
一般社団法人	埼玉県環境産業振興協会
一般社団法人	千葉県産業廃棄物協会
公益社団法人	神奈川県産業廃棄物協会

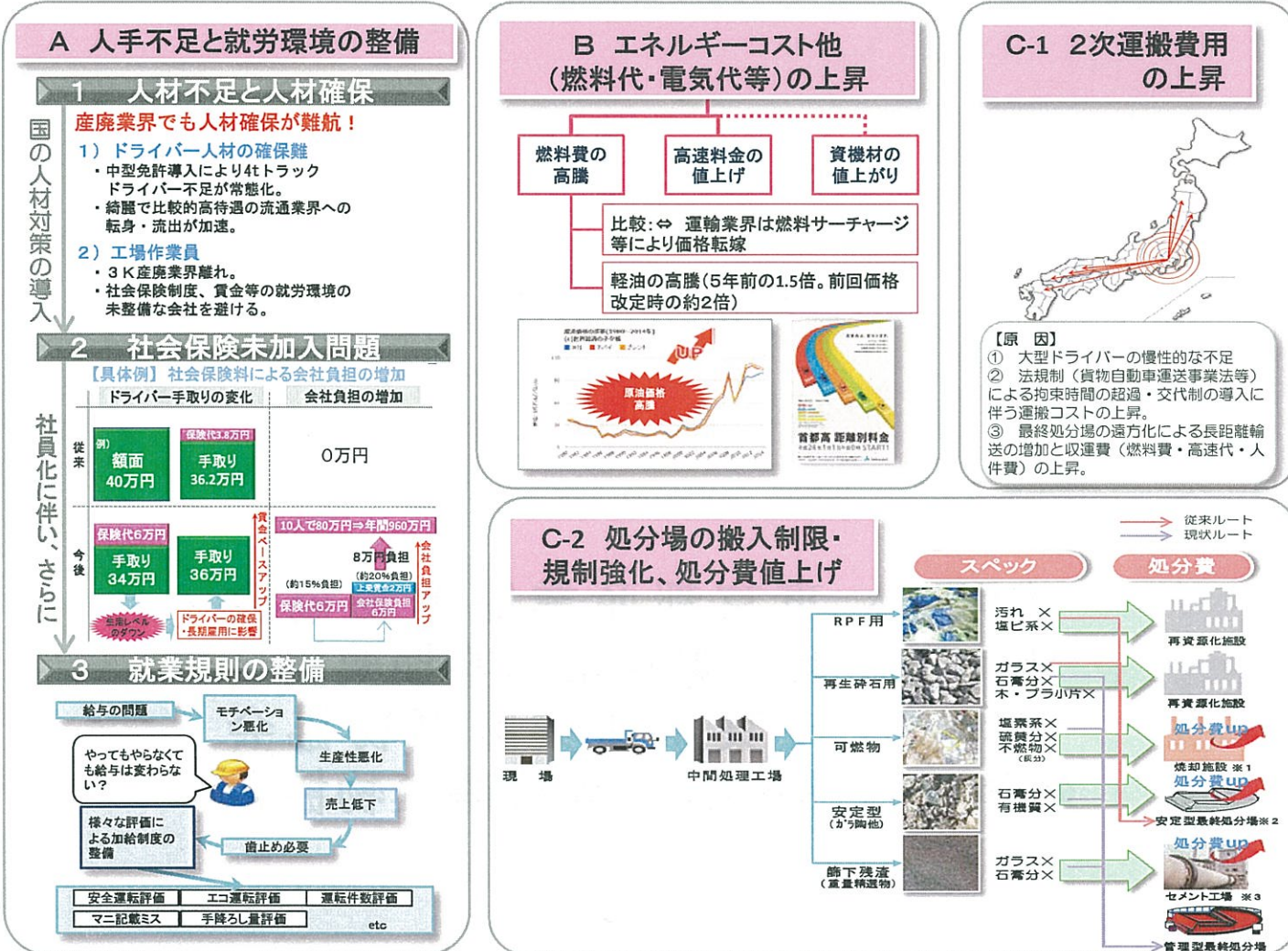
法規制の強化等と共に、お客様からお預かりした「廃棄物の適正処理」にかなりのコストがかかる時代となりました。

現状

適正処理には法規制等に合わせた会社整備が求められる！

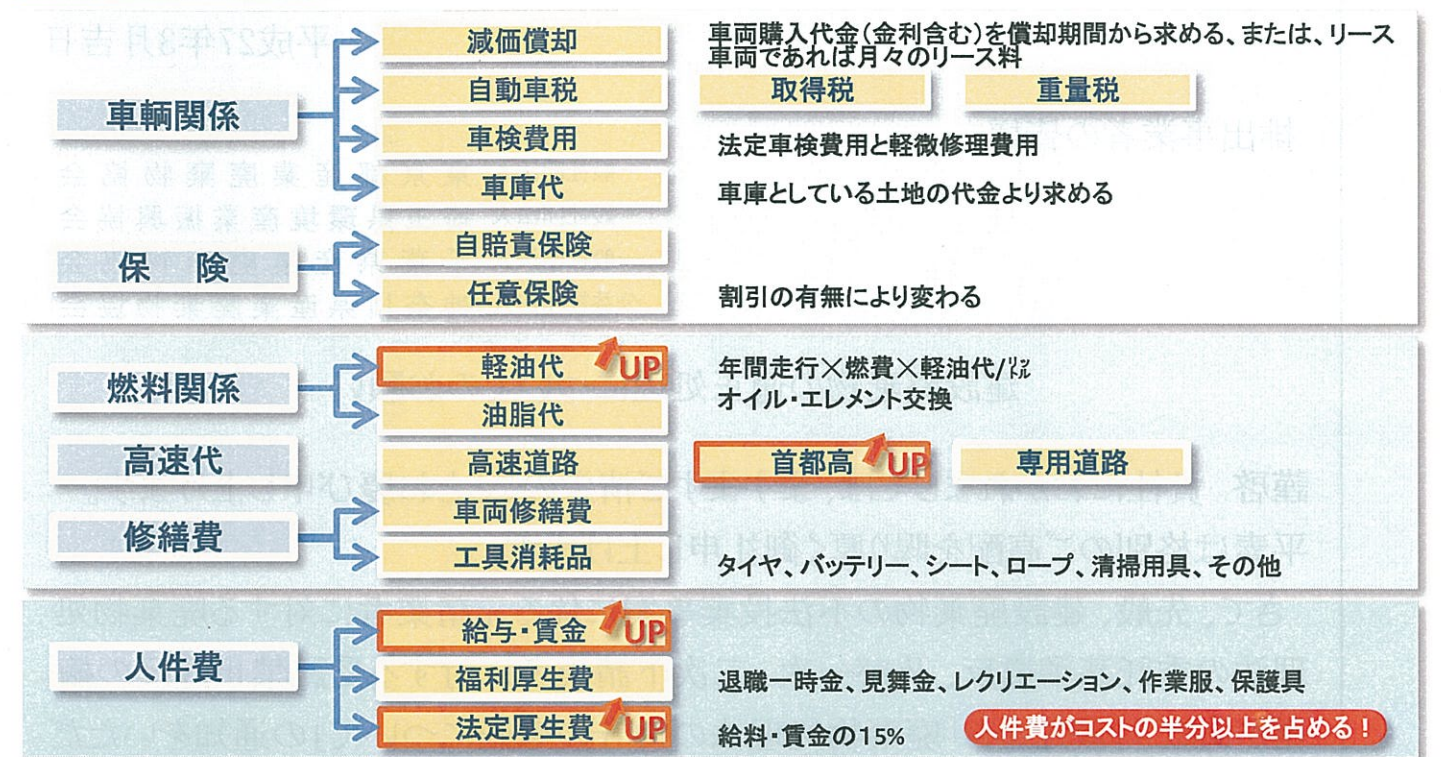


原因



収集運搬

エネルギーコスト、人件費上昇等により「収運コスト」も上がっております。



処分

現場分別の進捗に伴い、「混合廃棄物の定義」と「適正処分」を見直す時期にきました！

かつて①の状態で排出された「新築系混合廃棄物」も、時代と共に②→③→④→⑤の流れで現場分別が進んで性状が大きく変化し、リサイクル可能な廃棄物は徐々に少なくなっています。その結果、「焼却物」や「残渣系」の廃棄物の割合が増え、処分コストが高くなり、新築系混廃の「分類・定義」と「処分方法」を見直す時期に来ております。



平成27年3月吉日

排出事業者の皆様

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会
一般社団法人 千葉県産業廃棄物協会
公益社団法人 神奈川県産業廃棄物協会

建設廃棄物の適正処理についてのお願い

謹啓 貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、建設廃棄物の不法投棄事案に係る元請業者に対する廃棄物処理法の委託基準違反、及び一次、二次下請業者に対する受託禁止違反の摘発があり、行政庁から「廃棄物処理法の遵守の徹底について」の通知をいただきました。この点は、協会としましても会員に周知したところであります。

もとより産業廃棄物の処理は、排出事業者と処理業者が一体となり、お互いの信頼のもとに行われるものであり、排出事業者には「排出から最終処分に至る一連の処理」についての適正処理責任があり、処理業者にも収集運搬以降の適正処理義務があります。

しかし、恒久的な人手不足対策による賃金アップや就労環境の改善が急務となり、加えて燃料や電気料金、機材、資材等諸費用の値上がり、二次処理施設や最終処分場の受入制限・規制、枯渇による処分費用の増大等、我々処理業者を取り巻く経営環境が非常に厳しいものとなっております。

我々処理業者も、業務効率化・合理化のための精一杯の努力を続けて参りましたが、適正処理のためのこれ以上の維持・改善は極めて困難な状況にあります。

つきましては、諸般の事情をご高察いただき、排出事業者と処理業者が強い信頼関係のもと一体となった廃棄物の適正処理に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

謹白